

2010年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法（商法）

第1問

株式に関する次の各小問に答えなさい。

- (1) 公開会社でない取締役会設置株式会社が募集株式を発行する場合、株主に株式の割当を受ける権利を与えるときであって、かつ、定款に決定機関を取締役会とする定めがある場合を除いて、株主総会の特別決議による承認を要するのはなぜか。また、株主に株式の割当を受ける権利を与えるときに特別決議による承認が不要なのはなぜか。それぞれ簡潔に説明しなさい。
- (2) 取締役会設置株式会社では、株式の併合は株主総会の特別決議が必要だが、株式の分割は取締役会の決議で足りる。この違いの理由を簡潔に説明しなさい。
- (3) 株式会社による自己株式の取得は、株式を会社に取得してもらえる株主と取得してもらえない株主との間の平等を実現するために、一定の方法によらなければならないとされている。どのような方法があるか、簡潔に説明しなさい。

第2問

ガバナンスに関する次の各小問に答えなさい。いずれも理由を付すこと。

- (1) A 株式会社（監査役会設置会社・公開会社）は、その取締役に対し、報酬としてストック・オプションを交付しようとしている。会社法上どのような手続が必要か、簡潔に説明しなさい。
- (2) 温泉旅館を営む B 株式会社（取締役会設置会社・全部株式譲渡制限）が経営不振によって倒産した。B 社の代表取締役 C から依頼されて取締役としての名義を貸していた C の友人 D は、B 社の取引銀行（債権者）であった E 銀行に対して、会社法上どのような責任を負う可能性があるか、簡潔に説明しなさい。

第3問

航空業を営む G 株式会社（監査役会設置会社・公開会社）は、不採算路線により収益が圧迫され、倒産の危機に陥っていた。そこで、不採算路線を運航する H 株式会社と、優良路線を運行する I 株式会社とに会社分割（人的分割）を行った上で、将来的には H 株式会社を整理し、I 株式会社のみを存続させることを考えた。会社法上どのような点が問題になりそうか、簡潔に検討しなさい。